**平成２１年（フ）第１４４号**
千葉県富里市七栄723番地２コーポマルシン302
破産者　小川　修平
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２０年（フ）第３１９２号**
横浜市港北区箕輪町２丁目15番９号
破産者　日本アカデミー工業株式会社
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第９０５号**
横浜市泉区中田南２丁目15番40号
破産者　有限会社光栄建設
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２０年（フ）第５５３号**
福井県鯖江市吉谷町22番地
破産者　有限会社柳原工業
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第８３号**
福井県坂井市丸岡町西瓜屋第２号15番地２
破産者　株式会社ファイテック
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２０年（フ）第６７号**
静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑3166番地の１
破産者　宮崎土木有限会社
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２０年（フ）第２４４７号**
名古屋市千種区今池南29―16
破産者　有限会社広報館
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２０年（フ）第３４６４号**
名古屋市名東区香流２丁目817番地
破産者　有限会社グラフィックス名栄
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２０年（フ）第８３号**
三重県四日市市大治田２丁目12番５号
破産者　晃盛運輸株式会社
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２０年（フ）第２０４号**
三重県四日市市東日野２丁目２番４号
破産者　小浦　政秀
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２０年（フ）第３３２号**
三重県四日市市山田町5500番地１
破産者　西尾　照子
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成１８年（フ）第７００３号**
大阪市中央区島之内２―６―４　グランパス島之内208、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋茅場町１丁目13番15号
破産者　株式会社コーワフューチャーズ
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２０年（フ）第４２４６号**
大阪市城東区蒲生４丁目21番11号
破産者　株式会社ケイティイー
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２０年（フ）第７０１号**
大分県由布市庄内町龍原361番地の１
破産者　有限会社上田鉄工
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２０年（フ）第１０８５号**
東京都八王子市大塚639―２アートイン大塚211号室、住民票上の住所神奈川県大和市中央５丁目９番４号
破産者　木村　春樹
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１４１号**
東京都東村山市萩山町１丁目27番地48、破産手続開始決定時の住所東京都小平市仲町221番地の３ハイホーム小平105
破産者　市來　賢司
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第５６１号**
東京都八王子市大和田町７丁目17番35号
破産者　米倉　光一
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第７号**
新潟県村上市坪根521番地６
破産者　エムティニイチ有限会社
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２１年（フ）第１６号**
山梨県富士吉田市上暮地４丁目15番９号
破産者　新田　　稔
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２１年（フ）第５４号**
静岡県沼津市上土町49番地
破産者　有限会社木瓜
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第２４２号**
大津市北大路１丁目７番15号
破産者　有限会社双和建築デザイン
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

**平成１８年（フ）第８４号**
奈良市西木辻町134番地の４
破産者　株式会社山中工務店
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

**平成２０年（フ）第２３２号**
長崎県大村市松原１丁目567番地
破産者　有限会社水野建設
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係